

日本の経済連携協定(EPA)

1. 経済連携協定(EPA)、自由貿易協定(FTA)とは

自由貿易協定

(FTA: Free Trade Agreement)

特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定。経済連携協定の主要内容の一つ。

関税の撤廃

サービスへの
外資規制撤
廃

など

経済連携協定

(EPA: Economic Partnership Agreement)

特定の二国間又は複数国間で、域内の貿易・投資の自由化・円滑化を促進し、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

投資規制撤
廃、投資ルー
ルの整備

知的財産制
度、競争政策
の
調和

人的交流の
拡大

各分野での
協力

など

2. EPAの内容

EPAは、日本と相手国との経済関係全般を規律する

伝統的なモノの貿易（関税撤廃）をはじめ、投資ルール（投資保護や外資規制の緩和等の自由化）、サービス貿易の自由化、人の移動（専門家・技術的職種での就労や短期滞在条件の緩和）、政府調達（無差別原則・透明性）、知的財産権の保護、競争政策、ビジネス環境整備（問題解決メカニズム）、様々な分野における二国間協力等をカバーする。

EPAには、日本と相手国との経済関係を円滑にする手段も規定されている

モノの貿易を規律するためには、輸入する産品が「相手国の産品」とであると認定するための基準（原産地規則）が必要であり、輸入の急増に対処するための措置（セーフガード）も必要となる。さらに、貿易・投資にまつわる紛争が生じた場合の紛争解決手続、協定の実施・運用に係る規定も存在する。

EPAには、附属書として譲許表や約束表等が含まれる

- （1）譲許表は、両国間で貿易の対象となる全品目毎に約束した関税率を記載したもの。全品目は、上から6桁までが国際的に調和されたコード番号によって分類され（HS分類）、現在、5051品目に細分化されている。より細かい分類については各国が必要に応じて行っている。なお日本の場合、9桁の統計番号では9035品目に分類されている。
- （2）約束表は、サービス・投資分野における自由化の内容や残存規制措置などを書き出したもの。

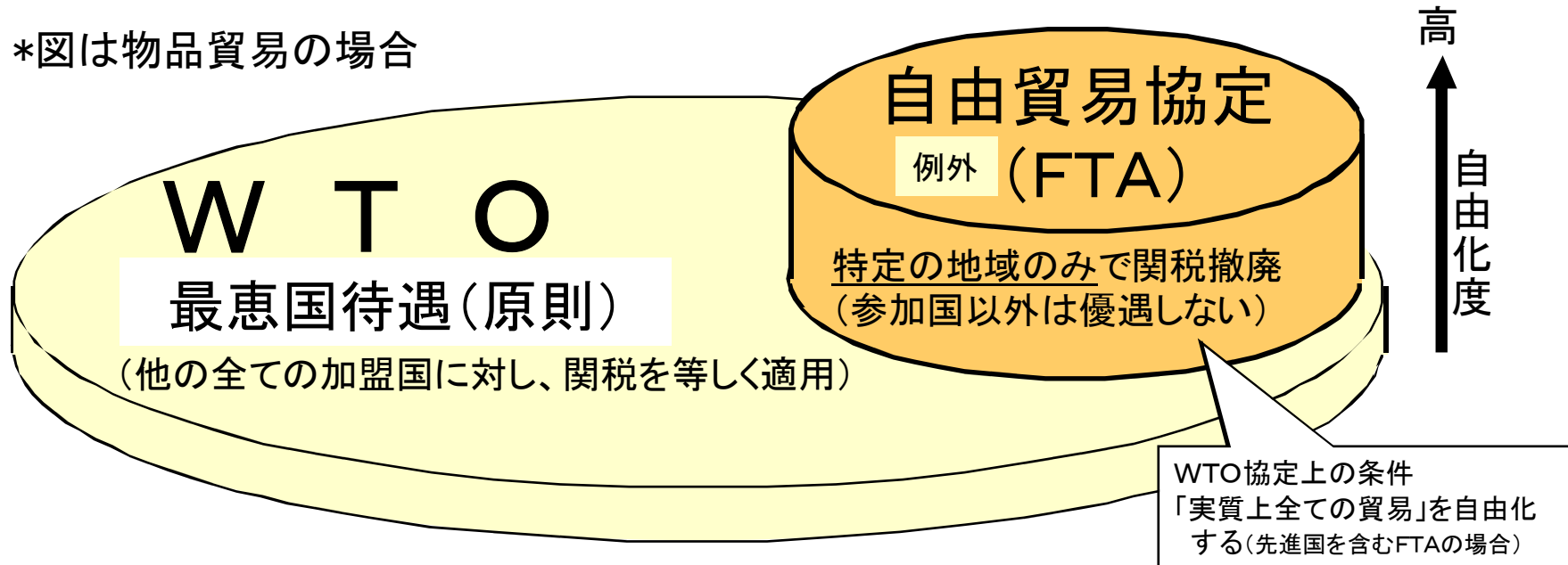
（参考）日フィリピン経済連携協定の構成（165条からなる本文と、8の附属書により構成）

第1章 総則
第2章 物品の貿易
第3章 原産地規則
第4章 税関手続
第5章 ペーパーレス貿易
第6章 相互承認
第7章 サービスの貿易
第8章 投資

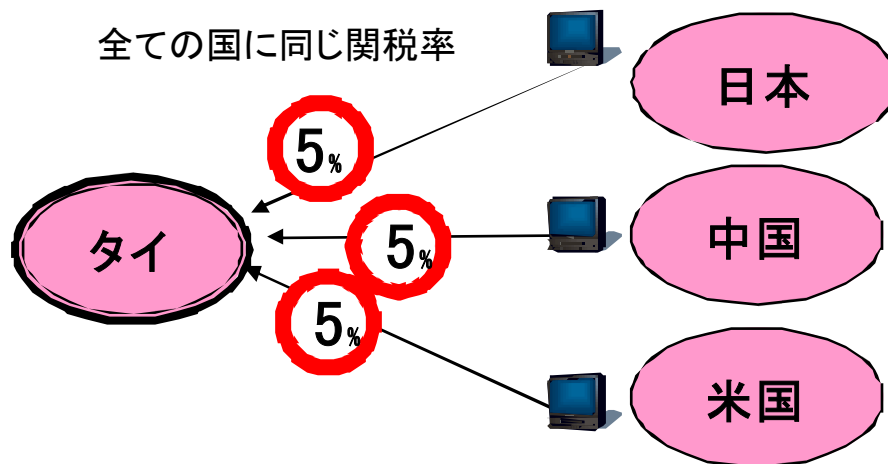
第9章 自然人の移動
第10章 知的財産
第11章 政府調達
第12章 競争
第13章 ビジネス環境の整備
第14章 協力
第15章 紛争の回避及び解決
第16章 最終規定

3. WTO(世界貿易機関)とFTA(自由貿易協定)の関係

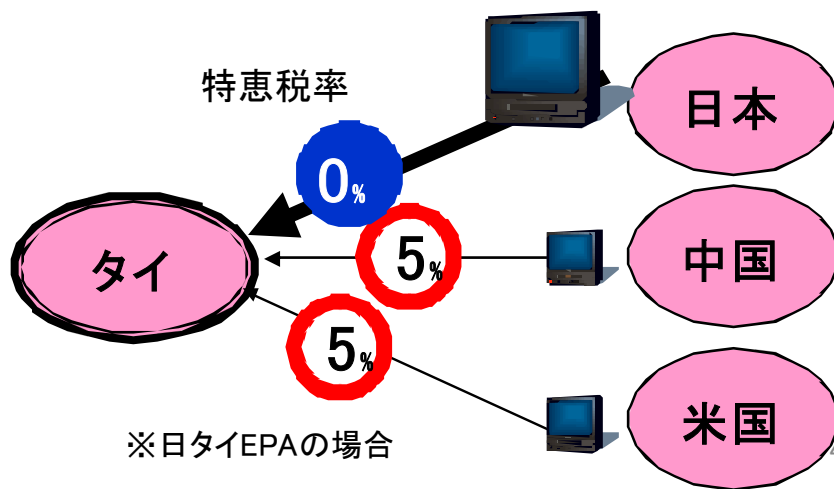
*図は物品貿易の場合



WTOにおける原則



FTAを結んだ場合



4. 我が国のEPA基本方針

「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」

(平成16年12月21日 経済連携促進関係閣僚会議 決定)

EPAの意義

- ・WTOを中心とする多角的な自由貿易体制の補完
→我が国の対外経済関係の発展・経済的利益の確保に寄与
- ・我が国及び相手国の構造改革の推進
政治外交戦略上、我が国にとってより有益な国際環境の形成
(東アジア共同体構築の促進など)

具体的施策

- ・現在進行中の東アジア諸国との交渉に全力を傾注
- ・上記以外の交渉→「基準」(次頁参照)を十分踏まえて検討
- ・相手国との経済関係の現状等も踏まえて、FTA(自由貿易協定)以外の経済連携のあり方も検討→投資協定、相互承認協定、投資環境整備など

今後の方針

- ①WTOドーハ・ラウンドの早期妥結を目指すとともに、これを補完する手段として、EPAにも引き続き取り組む
- ②現在交渉中の豪州、インド、GCCとの交渉、韓国との交渉再開に向けて努力を傾注
- ③締結したEPAの効果的な活用の推進
→今後の交渉国については、様々な観点を総合的に勘案しつつ検討

5. 交渉相手国・地域の決定に関する基準

交渉相手国・地域の決定にあたっては、以下の視点を総合的に勘案するものとする。

1. 我が国にとり有益な国際環境の形成

- (1) 東アジアにおけるコミュニティ形成及び安定と繁栄に向けた取組みに資するかどうか。
- (2) 我が国の経済力の強化及び政治・外交上の課題への取組みに資するか否か。
- (3) WTO交渉等の国際交渉において、我が国が当該国・地域との連携・協力を図り、我が国の立場を強化することができるか否か。

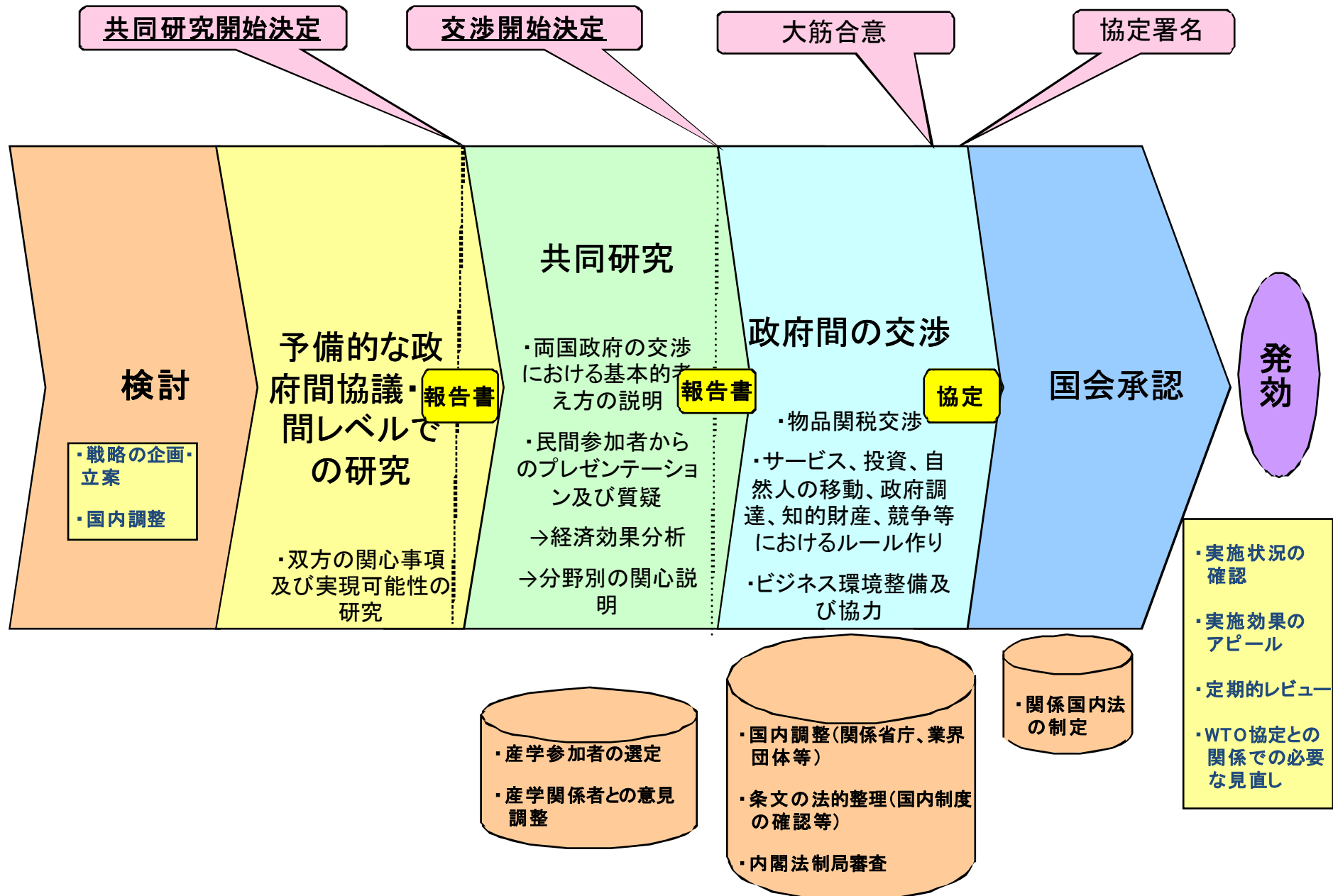
2. 我が国全体としての経済利益の確保

- (1) 物品・サービス貿易や投資の自由化により、鉱工業品、農林水産品の輸出やサービス貿易・投資の実質的な拡大、円滑化が図れるか否か。知的財産権保護等の各種経済制度の調和、人の移動の円滑化等により、我が国進出企業のビジネス環境が改善されるか否か。
- (2) EPA／FTAが存在しないことによる経済的不利益を解消することが不可欠か否か。
- (3) 我が国への資源及び安全・安心な食料の安定的輸入、輸入先の多元化に資するか否か。
- (4) 我が国経済社会の構造改革が促進され、経済活動の効率化及び活性化がもたらされるか否か。なお、農林水産分野については、我が国の食料安全保障の視点や、我が国で進行中の同分野の構造改革の努力に悪影響を及ぼさないか。
- (5) 専門的・技術的労働者の受入れがより促進され、我が国経済社会の活性化や一層の国際化に資するか否か。

3. 相手国・地域の状況、EPA／FTAの実現可能性

- (1) 我が国及び相手国・地域がそれぞれ相手方との関係で抱える、自由化が困難な品目にどのようなものがあるか。そうした双方の困難さにお互いが適切な考慮を払うことができるか否か。
- (2) 当該国・地域以外の国・地域に対し貿易投資上生じ得る影響を巡り摩擦等が生じないか。
- (3) 当該国・地域において、WTO及びEPA／FTA上の約束を実施する体制が整っているか否か。
- (4) 当該国・地域との経済連携のあり方として、関税の削減・撤廃を中心とするFTAが最も適切か否か。

6. EPAができるまで(従来例)



7. EPAの交渉加速化策

これまで以上にEPA交渉のスピードを上げるため、以下の3つの改善策に取り組んでいる。(2006年3月7日第5回経済連携促進に関する主要閣僚打ち合わせで確認)

①雛形の提示

過去の交渉の蓄積を活かし、交渉開始当初から仕上がりの姿(条文案)を雛形として相手国に提示する。

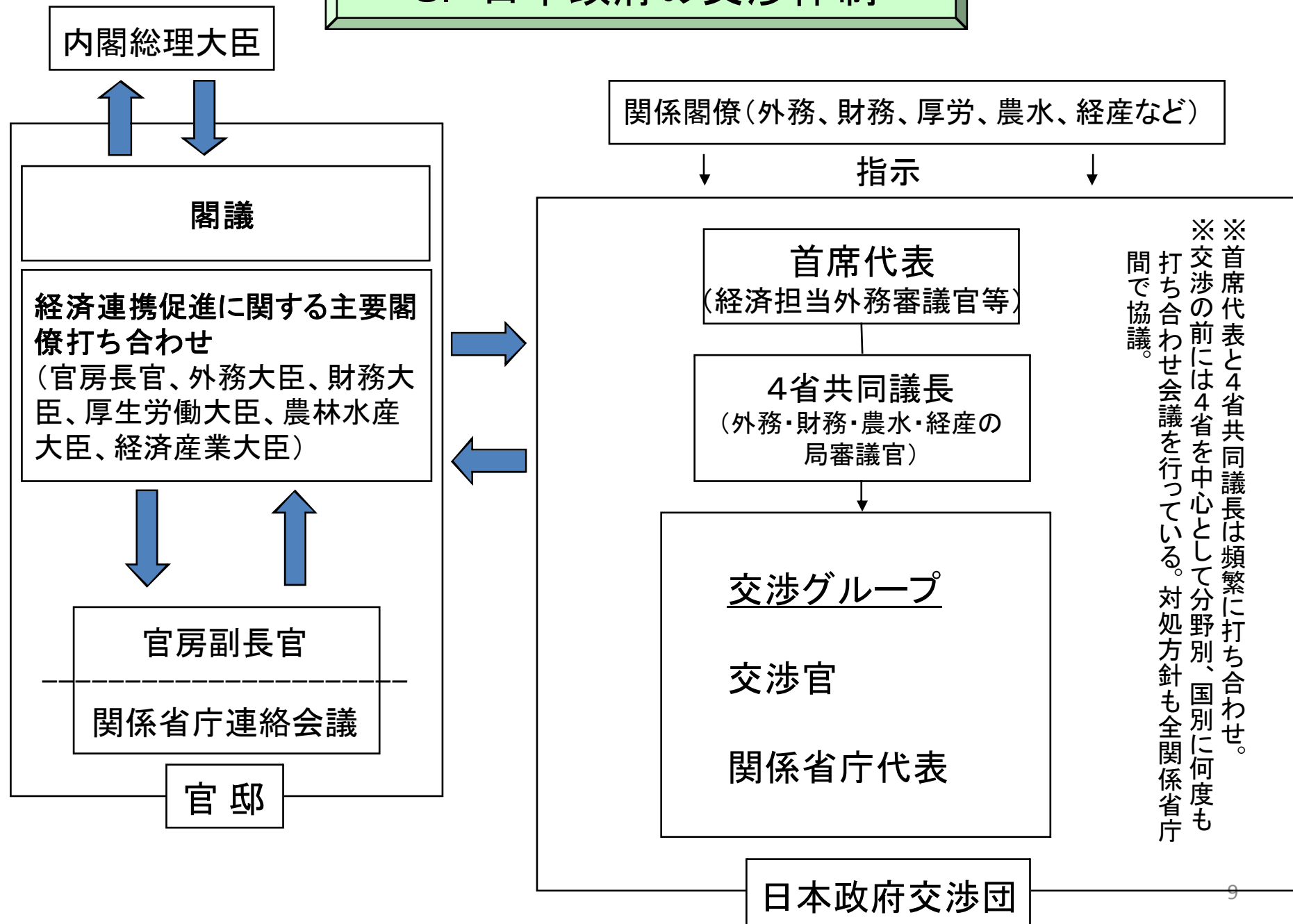
②取り組みパターンの多様化

相手国との経済関係によっては、交渉メニューを絞るなど、取り組みの多様化をはかる。

③事前準備の簡略化

相手国によっては、共同研究会などの事前準備に時間をかけずに直接交渉入りする。

8. 日本政府の交渉体制

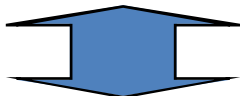


9. 主要国・地域との交渉方針の違い

日本の方針のポイント



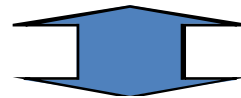
- まずは東アジアを中心に。次に、域外主要国。
- モノの貿易のみでなく、サービス・投資、人の移動、政府調達、知財、競争、ビジネス環境整備、協力を含む包括的なEPAを推進。



中国の方針



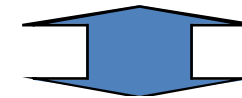
- 東アジア及び周辺国 (ASEAN、韓国、豪州、インド)
- 資源産出国 (チリ、南ア、GCC)
- モノの貿易先行



米国の方針



- オバマ政権は、前政権の貿易政策を精査中。貿易執行、環境・労働を重視。
- これまでの政権下での特徴
 - 米州域内 (NAFTA、CAFTA、FTAA)
 - 政治・安全保障上のパートナーとの関係強化 (イスラエル、ヨルダン等)
 - ASEANやGCCなどの地域の中から国を選別
 - アジア太平洋への関与 (FTAAP構想、TPPへの交渉参加)



EUの方針

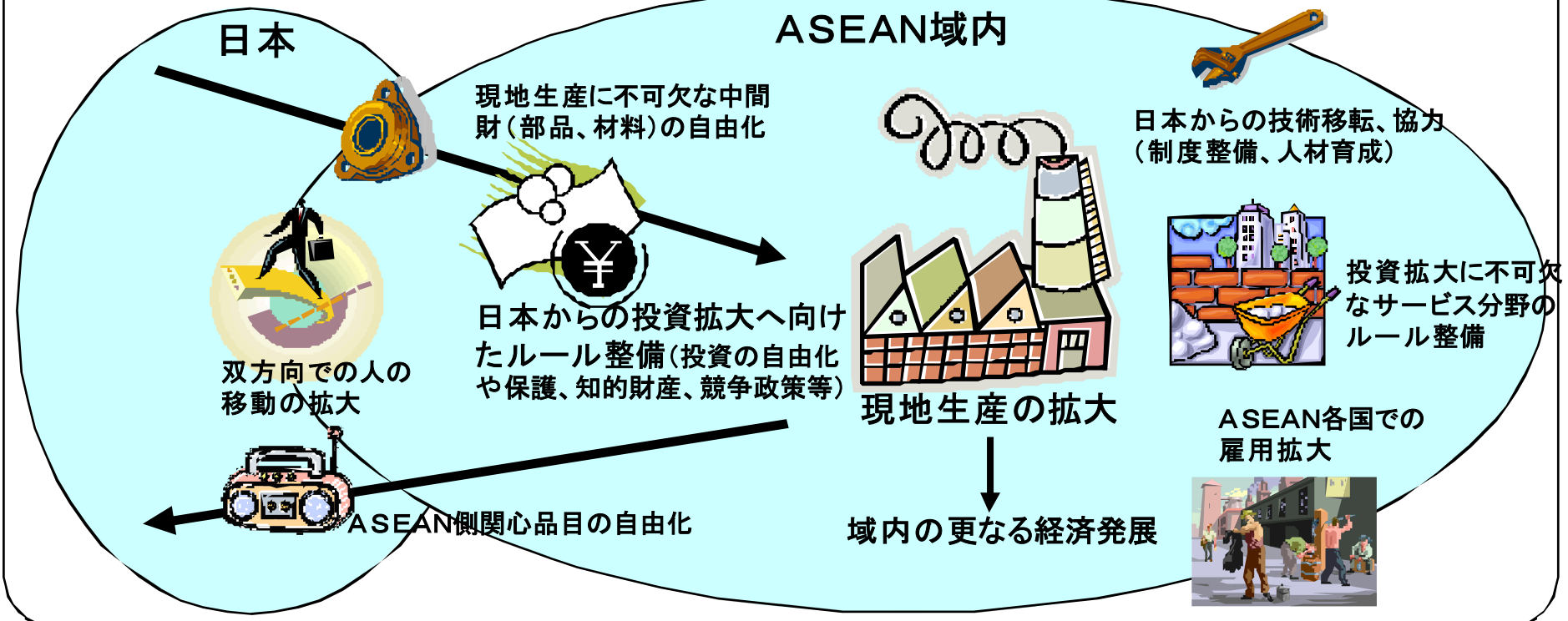


- 地域間関係強化の手段としてのFTA (メルコスール、GCC、アフリカ、ASEAN等)

10. ASEAN地域における日本のEPA(FTAとの違い)

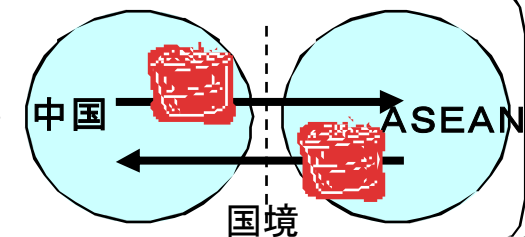
日本の取組=EPA(経済連携協定)

- 日本の直接投資に牽引された相互依存的な経済実態を前提に、関税・外資規制などの国境措置に限られず、包括的に取り組む。
- 地域における投資国として、協力の要素も含みつつ、日・ASEAN双方の発展に資する環境の醸成を目指す。
- モノの貿易に関し、ハイレベルな協定を目指し、品目毎に交渉。



中国のASEANに対するアプローチ(中ASEAN・FTA)

- モノの貿易に焦点を絞り、関税面の取組を先行。投資・サービスについての交渉は継続中。
- 製造拠点としての競合関係が前提。安価な一次産品や最終製品等の輸出への関心が大きい。
- モノの貿易については、一定の上限内で、各国が自由化の例外的扱いの対象となる品目を選ぶ方式。



11. ASEAN諸国とのEPA交渉における双方の主要関心事項

